

GBRC 創立60周年記念セミナー

適正なJIS認証維持のために

2024年10月2日 認証部



contents

1. JISマーク表示制度における審査
2. 不適合に対する措置
3. 適正なJIS認証維持のために

1. JISマーク表示制度における審査

1. JISマーク表示制度における審査



審査の方法は「鋳工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下、省令という）」の第11条～第13条で規定。

第11条 製品試験

➡ 鋳工業品の品質はJISに適合しているか？



第12条 品質管理体制の審査

➡ 省令第2条の基準に適合しているか？



JIS Q 1001 附属書Bと同じ内容

第13条 認証の決定

➡ 第11条及び12条の結果が全て満たされれば「認証」

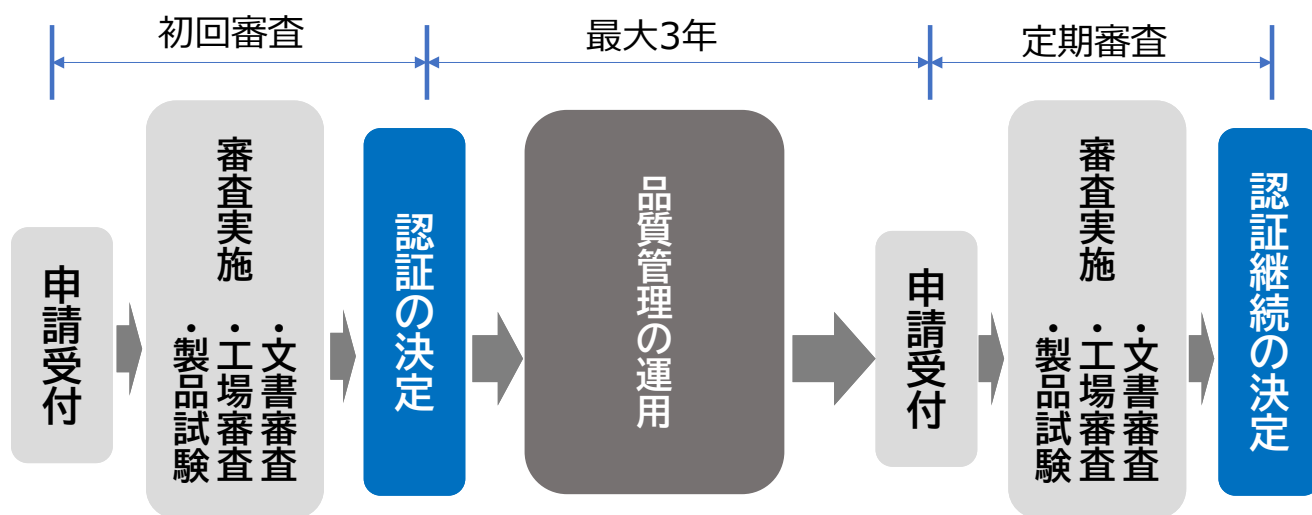
1. JISマーク表示制度における審査



さらに定期的な審査を行うことが、省令第10条で規定。

第10条 定期審査の実施

→ 登録認証機関は、認証取得者に対し、**3年ごとに1回以上の頻度**で、第11条及び第12条の審査を行う。



2. 不適合に対する措置

2. 不適合に対する措置



違法な表示等に係る措置の基準（省令第15条）

第1項（是正・予防措置を講じるよう通知）

①品質管理体制が認証省令第2条に適合していないとき。

例) 社内規格の規定通りに検査が実施されていない 等

②認証対象製品以外の製品やその包装等に、JISマークやJISマークと紛らわしい表示をしているとき。

例) JIS認証範囲にない強度の納入書に、JISマークが付されている 等

③認証対象製品以外の製品の広告に、当該製品が認証製品であると誤解される方法で、JISマークを表示しているとき。

例) 表紙にJISマークを付した総合カタログの中に、認証対象以外の製品も含まれ、但し書きもない 等

④認証取得者の広告に、JIS認証に関して第三者を誤解させる内容があるとき。

例) 認証製品を特定しないまま、会社案内に「JIS認証取得工場」と記載している 等

2. 不適合に対する措置



違法な表示等に係る措置の基準（省令第15条）

第2項（一時停止又は取消し）

①認証対象製品が、対応するJIS規格に適合しないとき

例) 製品試験において、圧縮強度がJISを満足しない結果となった 等

②認証省令第2条に適合していない場合であって、認証対象製品がJIS規格に適合しなくなる恐れのあるとき。その他重大なものであるとき。

例) 社内規格で規定された製品検査を実施していない 等

③是正・予防措置の請求に対して、認証取得者が適確に、又は迅速に応じなかった。

例) 正当な理由もなく、指定された期日までに是正に応じなかった 等

2. 不適合に対する措置



違法な表示等に係る措置の基準（省令第16条）

第1項（取消し）

①一時停止期間中に、是正・予防措置が講じられないとき

例) 正当な理由がなく、一時停止期間中に是正・予防措置を講じない

②審査を拒み、妨げ、又は忌避したとき

例) 審査時に、工場が品質記録を閲覧させない 等

③認証の一時停止期間中に、製品や包装等にJISマークを表示したとき

例) 一時停止期間中に、伝票にJISマークを表示した 等

④認証の一時停止期間中に、JISマークを表示した製品であって、JISに適合していない製品を出荷したとき

例) 一時停止期間中に、JISを満足しない在庫品(JISマーク付き)を出荷した 等

2. 不適合に対する措置



JISCBA解釈集【共21】

JISマーク省令第15条第2項に

基づく取消し・一時停止の判断基準

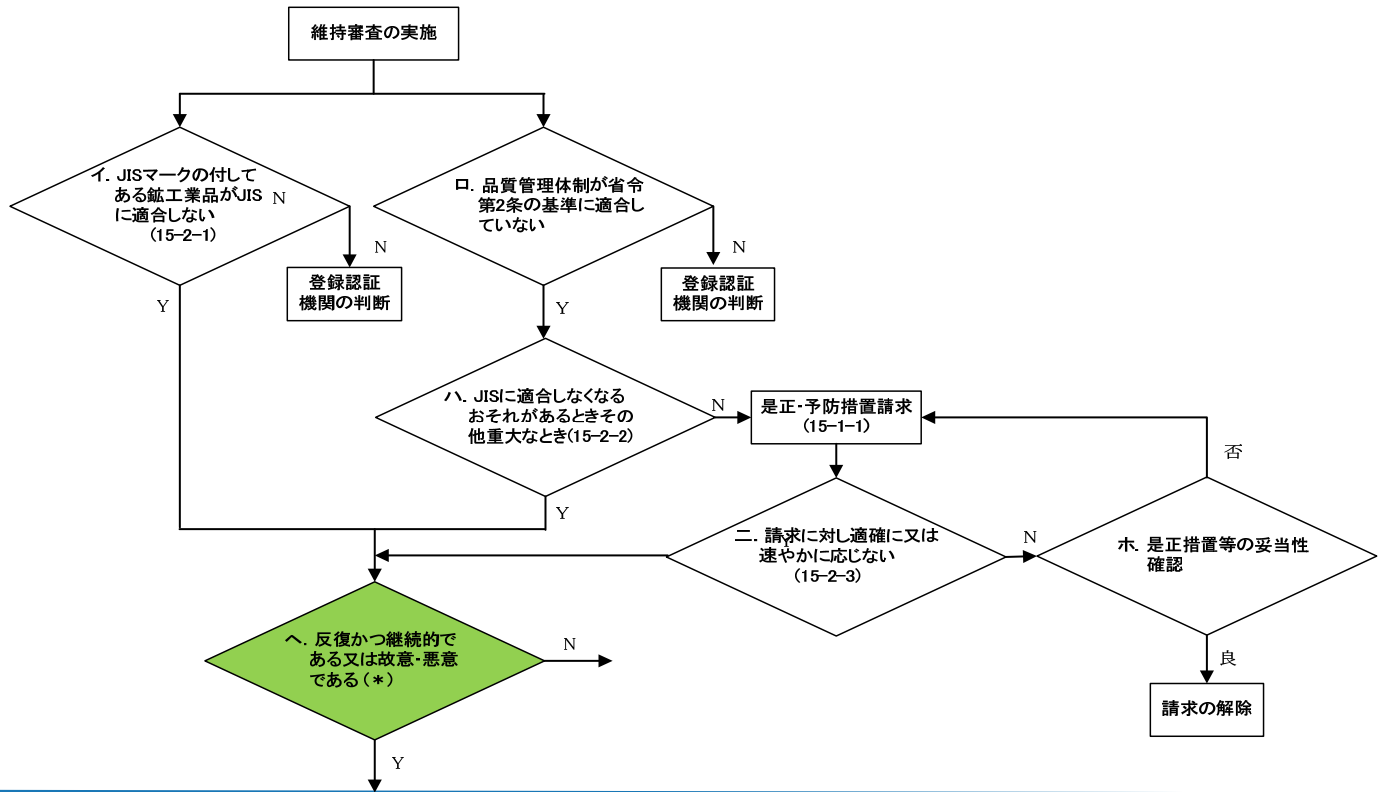
認証維持審査においてJISマーク省令第15条第2項に該当する事実が確認された場合の、認証取得事業者に請求する措置の判断基準を取りまとめ、解釈集として公表。

登録認証機関は原則として、この解釈集に示すフローを参考にJISマーク表示の使用停止請求（一時停止請求）や、認証の取消し等の措置を判断する。

2. 不適合に対する措置



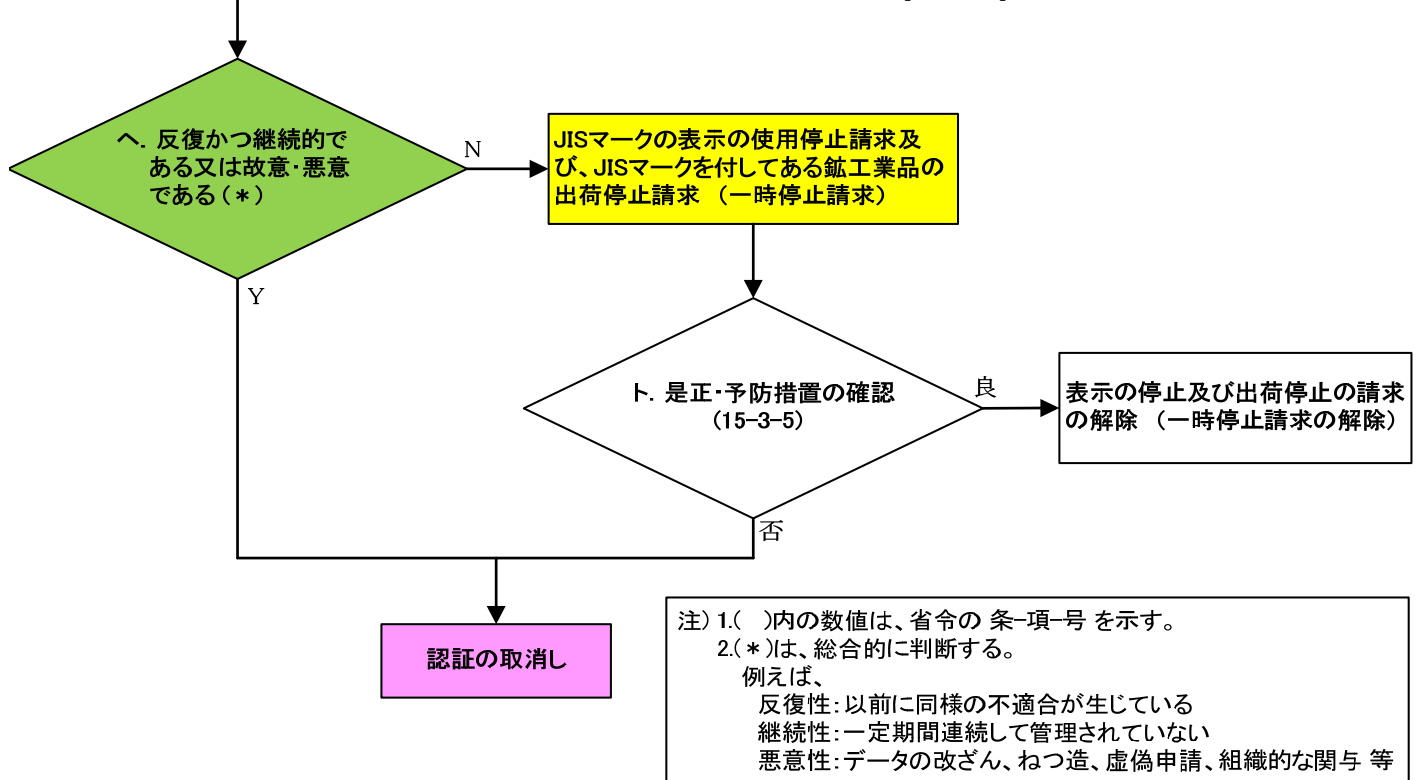
JISCBA解釈集【共21】 取消し・一時停止の判断基準フロー (1/2)



2. 不適合に対する措置



JISCBA解釈集【共21】 取消し・一時停止の判断基準フロー (2/2)



2. 不適合に対する措置



重大な不適合となるキーワード

反復性：以前に同様の不適合が発生

継続性：一定期間連続して未管理

悪意性：データ改ざん、ねつ造、虚偽申請、組織的な関与

● 長期間にわたり検査を行っていない

- ・大口の仕事が取れたが、製造に追われて検査を行う人手が足りない！
- ・この検査で不合格となったことは一度もないし、少しの期間、検査をやらなくても問題ないだろう…。

● 記録の改ざん又はねつ造

- ・この検査で不合格になったことは一度もない。面倒くさいので、予め合格の結果表を作っておこう…。
- ・伝票の書き換えを依頼された。いつもお世話になっている方だし、今回一度だけ要求に応じよう…。

2. 不適合に対する措置



一時停止や取消しになると・・・(1/2)

① 国や登録認証機関のHPで情報を公表

- ・次の期間、措置の理由を付して公表される。

一時停止：停止期間中

認証取消：取消し後1年間

② 企業イメージへの影響

- ・JISマーク品の出荷がなくても、企業のイメージダウンに繋がる可能性がある。

③ 受注への影響

- ・措置の期間中はJISマークを使用できないことはもとより、JISマーク対象外製品の受注にも、影響を受ける可能性がある。

2. 不適合に対する措置



一時停止や取消しになると・・・(2/2)

④ユーザー等への説明責任

- ・納入した製品のJISの有効性や、製品の品質、措置を受けた理由等について、説明を求められることがある。

⑤審査の追加

- ・一時停止の場合：停止解除後1年以内
- ・取り消し後再取得の場合
：再取得後3年間は1年ごと

⑥再取得時の生産実績取得期間延長

- ・品質管理体制を再構築した後、1年間の生産実績が求められる。

✓品質管理の目的・重要性や、一時停止・認証取消しとなった場合の影響を、**全ての就業者が正しく理解**しているか？



3. 適正なJIS認証維持のために

3. 適正なJIS認証維持のために



省令第12条 品質管理体制の審査

省令第2条の基準に適合しているか？

point

- ① 要求事項を満足する社内規格の整備
- ② 社内規格に基づいた品質管理
- ③ これらを継続的に実施
- ④ 品質管理の推進役は品質管理責任者



✓ JIS認証における品質管理体制の基本！

3. 適正なJIS認証維持のために



① 要求事項を満足する社内規格の整備



JIS等に従って、具体的かつ体系的に整備されていること。

<具体的>

はっきりとした実体を備えている様。事物に即している様。

- ➡ 製造できない製品が規定されていないか
- ➡ 所有していない設備が規定されていないか

<体系的>

組織立っている様。システムチック。系統的。統一的。

- ➡ 規定間に齟齬はないか
- ➡ 用語は統一的か

3. 適正なJIS認証維持のために



① 要求事項を満足する社内規格の整備

- ・ 同じ規格を読んで全員が 同じ理解 をし、 同じ手順で作業が行える ような内容であること。



「有害な影響」「使用上支障のない」等の文言は、人によって 解釈が異ならない よう、 具体的・体系的 であること。



3. 適正なJIS認証維持のために



① 要求事項を満足する社内規格の整備

誰もが 読めて、 理解 でき、 実行 できる社内規格を！

「ムダ」な動きは、「ムリ」な作業によるもので、ムリな作業が行われるのは、「ムラ」のある指示によるもの
(トヨタ生産方式より)

×ムダをなくす
社内規格を
スリム化

×ムラをなくす
内容が
具体的

×ムリをなくす
×できない理想
○できる現実



✓製造と品質管理の両方の 知識・経験・指導力 を持った品質管理責任者の関わりが重要！

3. 適正なJIS認証維持のために



②社内規格に基づいた品質管理

JISマーク認証制度における社内規格



- 省令、JIS等に従って作られた社内(工場内)でのルール。
- 管理方法や作業手順の拠り所。

重要だとはわかっているが・・・

- ・ 普段から持ち歩けない。
- ・ 文字が多くて覚えられない。
- ・ 読むのが苦手だ。
- ・ 社内規格なんかなくても、良い製品は作れる。・・・etc

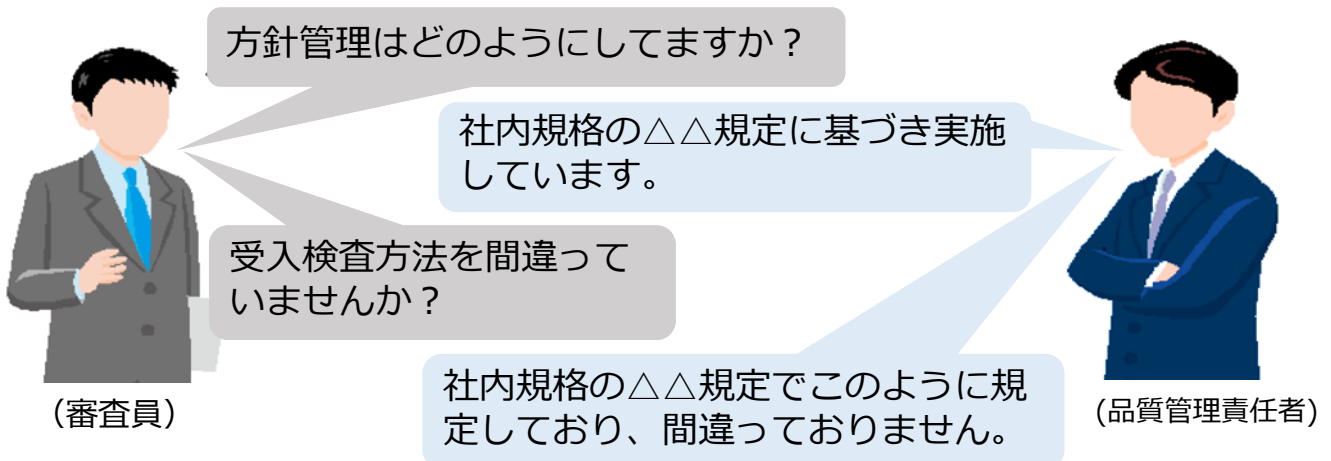
3. 適正なJIS認証維持のために



②社内規格に基づいた品質管理

品質管理は社内規格に沿って行う

- 省令では、社内規格の整備及びそれに基づく運用が求められている。
- 社内規格のJIS及び審査基準への適合性は文書審査で実施。



3. 適正なJIS認証維持のために



②社内規格に基づいた品質管理

【その1】より良い活用方法

- それぞれの担当者が、各自の担当業務で必要な事項を覚えておく。



✓得手不得手を補い合いながら、組織全体で品質管理を!



3. 適正なJIS認証維持のために



②社内規格に基づいた品質管理

【その2】より良い活用方法

- いつでも誰でも容易に確認できる場所に保管する。



✓規格や手順を失念した時、まず社内規格を確認すること!



3. 適正なJIS認証維持のために



③ これらを継続的に実施

継続性のある品質管理体制の構築

- 担当者が変更となっても、同じ品質管理が行えるよう具体的かつ体系的な規定であることが必要。
- 是正処置及び予防処置等を将来にわたり有効的なものにするためには、失念等が発生しないよう社内規格へ規定する。



(担当者)

〇〇ってどうやってしたらいいですか？

前の担当者はどんなことしてました？

社内規格の□□規定に基づいて行っていたよ。

社内規格の△△規定に書いているよ。



(品質管理責任者)

3. 適正なJIS認証維持のために



③ これらを継続的に実施

管理の目的を見失わない

- 一つひとつの管理には意味がある。管理の目的を見失わないこと。
- 4M※（原材料、設備、人、作業方法）が変わった際は、品質水準に要注意！

※4M：Material(材料)、Machine(機械)、Man(人)、Method(方法)



(担当者)

この検査、いつも同じ結果しか出ないんですが、検査する意味はあるんですか？

この検査は、工程の異常を早期に発見するために重要な検査なんだよ。同じ結果が出ていることはきちんと管理できている証拠だよ。



(品質管理責任者)

3. 適正なJIS認証維持のために



④ 品質管理の推進役は品質管理責任者

品質管理責任者に求められること

- JISや社内規格の正しい理解
 - 要求事項の意味を理解する
 - 就業者への教育
- 組織内の連携や調整
 - コミュニケーションを取り統括する
 - 必要に応じて経営者層にも意見を述べる
- 適正な品質管理を行うという自覚(リーダーシップ)
 - JISマーク制度の根幹部分を担っている
 - 品質管理責任者の職務は法的義務
【省令第2条第1項第五号ロに規定】

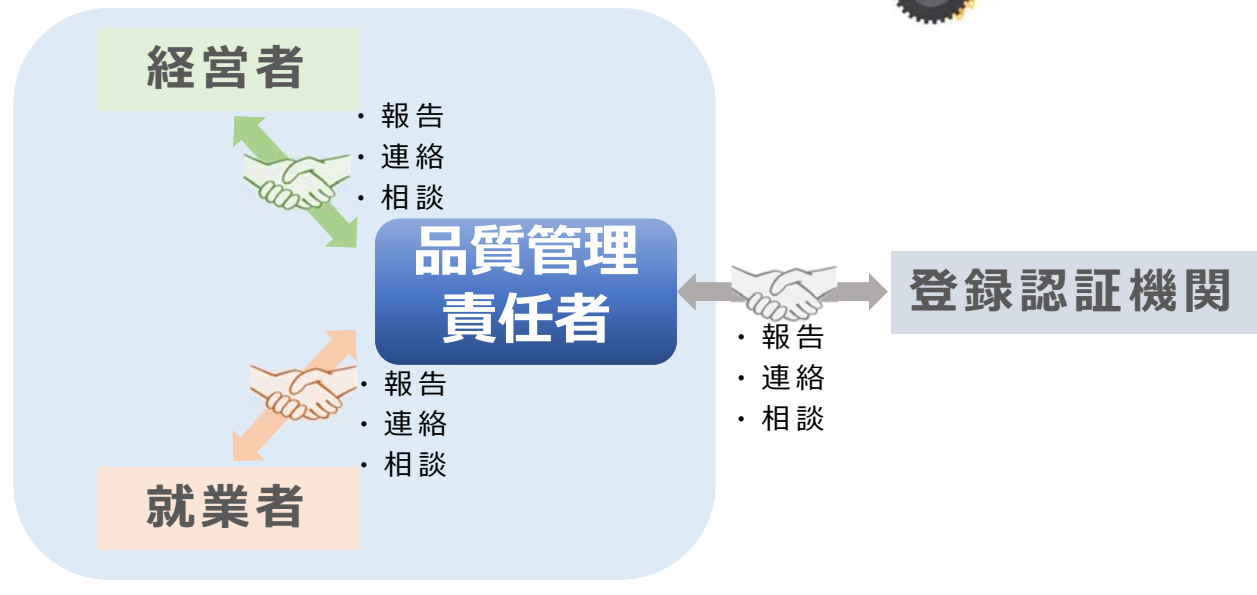
3. 適正なJIS認証維持のために



④ 品質管理の推進役は品質管理責任者

品質管理責任者に求められること

- 品質管理責任者は組織内の潤滑油



3. 適正なJIS認証維持のために



④ 品質管理の推進役は品質管理責任者

● 経営者の方へ



■ 日常業務を行いながら、品質管理責任者の職務を全うすることは大変



■ 品質管理体制の問題点などが無いかなど、定期的にコミュニケーションを図って



■ 過度な要求・プレッシャーは、不適合に繋がるおそれ有り

■ 可能な範囲で、必要な資源の提供を



✓ 現場の意見が、早く正確に経営者に伝わる社内体制作りを!

3. 適正なJIS認証維持のために



適正なJIS認証維持のために

- ① 要求事項を満足する社内規格の整備
- ② 社内規格に基づいた品質管理
- ③ これらを継続的に実施
- ④ 品質管理の推進役は品質管理責任者



でも、品質管理責任者1人では
できることに限界が...



✓ 品質管理責任者、経営者、就業者が三位一体となって、
組織的に品質管理に取り組むこと。

3. 適正なJIS認証維持のために



適正なJIS認証維持のために

経営者層に求められること

- 品質管理への理解
 - ➡ 方針確立(品質優先)
- 品質管理責任者の任命責任、意見の尊重と協力
 - ➡ 適正な能力をもつ者を任命
(組織内の職制との融合)
 - ➡ 品質管理責任者の権限を理解・意見を尊重
- 組織の適正な統治(業務コントロール)
 - ➡ 適正な品質管理体制の構築(人員配置等)
 - ➡ リスク管理(傷病による急な欠勤等)

3. 適正なJIS認証維持のために



適正なJIS認証維持のために

就業者に求められること

- JISマークを付すことの重要性を認識
 - ➡ 社内規格の理解(要求事項の意味を理解)

JIS工場に求められること

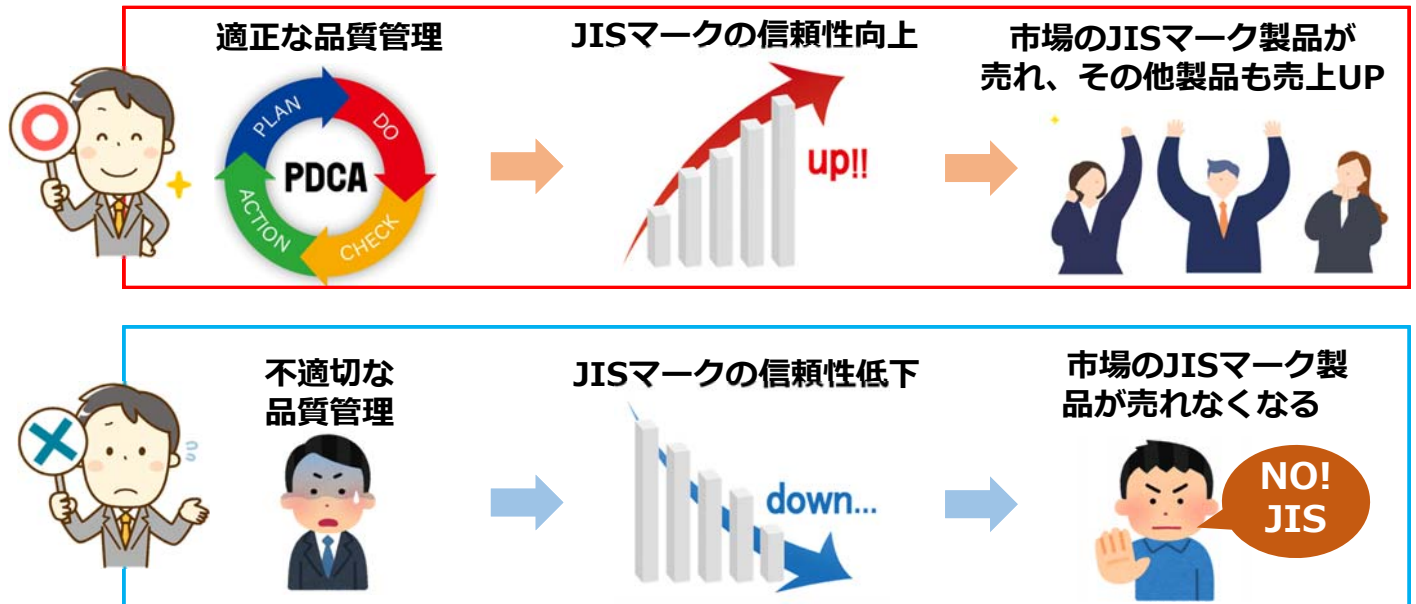
- 適正な品質管理体制の維持・向上
- JISに適合した製品を安定的かつ継続的に供給
- JIS改正及び生産条件等の変更への適切な対応

3. 適正なJIS認証維持のために



JISマーク制度 = 品質管理体制 + 製品試験

製品の品質（性能）だけでなく、適正な品質管理体制の維持が、JISマークの信頼性維持・向上に繋がる。



Copyright © 2024 General Building Research Corporation of Japan. All Rights Reserved.

33

【お問い合わせ】

製品認証センター

認証部 審査課・登録課

〒540-0026

大阪府中央区本町2-4-7 大阪U2ビル6F

TEL : 06-6966-5032

Email : pcc02@gbrc.or.jp

認証部 審査課 (東京)

〒105-0003

東京都港区西新橋1-5-8 川手ビル4F

TEL : 03-3580-0866



一般財団法人

日本建築総合試験所

Copyright © 2024 General Building Research Corporation of Japan. All Rights Reserved.

34